

民事調停委員及び家事調停委員の任免手続等について

平成16年7月22日民二第289号高等裁判所
長官，地方裁判所長，家庭裁判所長あて民事局長，
家庭局長，人事局長依命通達

改正 平成17年8月4日民二第005043号
平成24年12月10日民二第009535号

民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和49年最高裁判所規則第5号。以下「規則」という。）及び平成16年7月22日付け最高裁民二第288号事務総長依命通達「民事調停委員及び家事調停委員の任免等について」（以下「事務総長通達」という。）の運用について下記のとおり定めましたので，これによってください。

記

第1 任命等の上申

1 事務総長通達記第1の1の上申をするに当たっては，地方裁判所及び家庭裁判所は，民事調停委員又は家事調停委員（以下「調停委員」と総称する。）として相当と認める者（以下「候補者」という。）について，次に掲げる事項を記録した名簿（以下「名簿」という。）を作成して提出する。

- (1) 氏名，生年月日，性別及び住所
- (2) 所属させようとする裁判所及び規則第7条第1項の規定により指定をする予定の裁判所，支部又は出張所
- (3) 職業又は最終職歴
- (4) 新任又は再任の別
- (5) 発令希望年月日及び発令の内容
- (6) その他最高裁判所において定める事項

2 調停委員の任命は，特に必要がある場合を除き，4月1日及び10月1日に行うものとする。

地方裁判所及び家庭裁判所は，当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所を経由して，4月1日任命の者については2月末日までに，10月1日任命の者については8月末日までに，それぞれ名簿を最高裁判所に提出する。

3 高等裁判所は，事務総長通達記第1の3の上申をする場合には，地方裁判所又は家庭裁判所が作成した名簿とは別に名簿を作成し，2に定める期日までに提出する。

4 事務総長通達記第3の3の上申は，任命を必要とする理由を付してするものとする。

5 地方裁判所及び家庭裁判所は，現に調停委員である者で，在任中の取扱件数その他の実績から，再度任命の上申をすることに疑義があるものを候補者とする場合には，あらかじめ，当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所を経由して，最高裁判所と協議する。

6 発令希望年月日の10日前までに最高裁判所から承認しない旨の通知がない場合には，上申どおり承認されたものとみなす。

第2 候補者の選考

1 候補者の選考に当たっては，必要に応じて，推薦者その他の適当な関係者から，当該候補者の経歴，業績，社会的活動状況等について聴取するなど，その人物，識見等に関して，参考となる事項を調査する。

2 候補者の選考に当たっては、特に必要がないと認められる場合を除き、候補者から履歴書、身上調書等を提出させる。

3 候補者の選考に当たっては、特に必要がないと認められる場合を除き、候補者について、面接を行う。

第3 欠格事由の調査

1 候補者に対しては、規則第2条各号に規定する欠格事由に該当しないことを確認するための調査を実施する。

2 1の調査は、候補者を所属させようとする裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）が、原則として、次の方法により実施する。

(1) 規則第2条第1号に規定する欠格事由の調査について

候補者を選考した後速やかに、候補者から本籍地を証する書面を提出させた上で、候補者の本籍地の市区町村長に対し、適宜の方法により照会する。

(2) 規則第2条第2号から第5号までに規定する欠格事由の調査について候補者が現に所属し、又はかつて所属していた団体等に対する適宜の方法による照会等により調査をする。

第4 解任及び辞任の申出の承認の上申等

1 調停委員が解任事由に該当し、解任又は辞任の申出の承認をするのが相当と認めるに至った場合には、所属裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）は、次に定めるとおり最高裁判所に上申する。

(1) 調停委員が規則第2条各号のいずれかに該当するに至った場合には、そのいずれに該当するかを明示し、これを証する書面を添付する。

(2) 調停委員が規則第6条第2項各号のいずれかに該当する場合には、そのいずれに該当するかを明示し、その措置を相当とする理由を具体的に記載し、これを証する書面を添付する。

2 調停委員から辞任の申出があった場合には、1の場合を除き、所属裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）は、当該申出に対する意見及び発令希望年月日を記載した書面に辞任願を添付して、その承認の上申をする。

この上申について、発令希望年月日の10日前までに最高裁判所から承認しない旨の通知がない場合には、上申どおり承認されたものとみなす。

3 調停委員が死亡した場合には、所属裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）が最高裁判所にその旨を報告する。

第5 所属裁判所の変更等

1 調停委員の所属裁判所を変更する（新たに他の裁判所にも所属させる場合を含む。）必要が生じた場合には、新たに所属裁判所となる裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）が、第1の1の方法に準じて上申する。

2 1の上申をする場合、所属裁判所の変更により所属裁判所でなくなる裁判所があるときには、当該裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）の同意を要するものとする。

3 調停委員が2以上の裁判所に所属する場合において、その一部の裁判所の所属を解く場合には、当該裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）が上申する。

4 1及び3の上申について、発令希望年月日の10日前までに最高裁判所から承認しない旨の通知がない場合には、上申どおり承認されたものとみなす。

第6 発令手続等

1 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、調停委員の任命、解任、辞任の申出の承認及び所属裁判所の指定又は変更等（以下「任命等」という。）の上申について、最高裁判所の承認がされた場合（承認されたものとみなされた場合を含む。）には、別紙様式による辞令書を作成し、本人に交付する。

さらに、調停委員の任命の場合には、その任期を適宜の方法により本人に通知する。

2 辞令書は、次に掲げる要領により、作成する。

(1) 「氏名」

必要に応じその上部に平仮名を付する。

(2) 「発令内容」

別紙の記載要領により記載する。

(3) 「年月日」

最高裁判所の任命等がされた年月日を記載する。

3 高等裁判所及び地方裁判所は、民事調停委員に規則第5条の規定により他の裁判所の職務を行わせる場合には、適宜の方法により本人に通知する。

4 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、規則第7条第1項の規定により裁判所、支部又は出張所を指定する場合には、適宜の方法により本人に通知する。

5 任命等の発令について、最高裁判所への報告は、不要とする。

第7 任命関係記録の作成、保管等

1 調停委員人事カード（以下「カード」という。）の作成については、次に定めるところによる。

(1) 所属裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）は、カードを作成する。ただし、民事調停委員と家事調停委員のいずれにも任命された者については、地方裁判所と家庭裁判所が協議して、カードを作成する裁判所を決める。

(2) 所属裁判所の変更をした場合（新たに他の裁判所にも所属させる場合を除く。）には、以後、新たに所属裁判所となった裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）がカードを作成する。

(3) カードには次に掲げる事項を記録する。

ア 第1の1の(1)、(3)及び(4)に掲げる事項

イ 所属裁判所及び規則第7条第1項の規定により指定する裁判所、支部又は出張所

ウ 発令年月日及び発令の内容

エ その他最高裁判所において定める事項

(4) カードの作成は、(3)に掲げる事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法をいう。）により記録媒体に記録して行うこともできる。

(5) 所属裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）は、(3)に掲げる事項に変更が生じた場合には、カードの記録の変更を行う。

2 任命関係記録の保管等については、次に定めるところによる。

(1) 所属裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管

轄する地方裁判所)は、次に掲げる書類等を保管する。

ア カード

イ 履歴書、身上調書等

ウ 欠格事由の調査の結果に係る書類

エ その他最高裁判所において定める書類及び所属裁判所(その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)において保管を必要と認める書類

(2) 民事調停委員及び家事調停委員のいずれにも任命された者については、カードを作成した裁判所が(1)に掲げる書類等を保管し、他の所属裁判所(その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)は(1)のアの写しを保管する。

(3) (1)に掲げる書類等は、調停委員の退任後、必要と認める期間保管する。

(4) (1)に掲げる書類等を保管する裁判所が所属裁判所でなくなった場合には(書類等を保管する裁判所が地方裁判所である場合において、当該裁判所及びその管轄区域内の簡易裁判所のすべてが所属裁判所でなくなったときを含む。)、当該裁判所は当該書類等を遅滞なく、他の所属裁判所(その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)に移管する。

第8 その他

1 第1の1及び第5の1の上申をした裁判所は、上申後発令までの間に名簿に記録した事項に異動を生じた場合には、その都度速やかに最高裁判所に異動事項を報告する。

2 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、第1の1、第4の1及び2並びに第5の1及び3の上申を撤回する場合には、理由を付してするものとする。

3 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、規則第7条第1項に規定する指定を変更した場合には、その都度その旨を最高裁判所に報告する。

付記

1 この通達は、平成16年7月22日から実施する。

2 平成6年12月20日付け最高裁民二第436号民事局長、家庭局長、人事局長依命通達「民事調停委員及び家事調停委員の任免手続等について」は、平成16年7月21日限り、廃止する。

3 この通達実施前に民事調停委員又は家事調停委員に任命された者については、任命関係記録の作成、保管等について、その者が再度任命されない限り、なお従前の例による。

付記(平17.8.4民二第005043号)

この通達は、平成17年9月1日から実施する。ただし、この通達による改正後の平成16年7月22日付け最高裁民二第289号民事局長、家庭局長、人事局長依命通達「民事調停委員及び家事調停委員の任免手続等について」記第3及び記第7の2の(1)のウの定めは、平成18年1月1日以後に任命される民事調停委員及び家事調停委員について適用する。

付記(平24.12.10民二第009535号)

この通達は、平成25年1月1日から実施する。

(別紙様式)

辞 令 書

(氏 名)

(発令内容)

年 月 日

任 命 権 者

最 高 裁 判 所

(別紙)

発 令 内 容 の 記 載 要 領

1 任命及び所属裁判所の指定

(1) 民事調停委員に任命する場合

ア 所属裁判所が単数のとき。

民事調停委員に任命する

〇〇地方裁判所所属とする

イ 所属裁判所が複数のとき。

(ア) 民事調停委員に任命する

〇〇地方裁判所及び〇〇簡易裁判所所属とする

(イ) 民事調停委員に任命する

〇〇地方裁判所, 〇〇簡易裁判所及び△△簡易裁判所所属とする

(注) 地方裁判所と簡易裁判所との間では地方裁判所を先に記載し, 簡易裁判所相互間では事務を取り扱う回数が多いと予想される簡易裁判所を先に記載する。

ウ 高等裁判所にも所属させるとき。

(地方裁判所の作成する辞令書の記載)

民事調停委員に任命する

〇〇地方裁判所及び〇〇簡易裁判所所属とする

(高等裁判所の作成する辞令書の記載)

併せて〇〇高等裁判所所属 (民事調停委員) とする

(2) 家事調停委員に任命する場合

ア 家庭裁判所に所属させるとき。

家事調停委員に任命する

〇〇家庭裁判所所属とする

イ 高等裁判所にも所属させるとき。

(家庭裁判所の作成する辞令書の記載)

家事調停委員に任命する

〇〇家庭裁判所所属とする

(高等裁判所の作成する辞令書の記載)

併せて〇〇高等裁判所所属(家事調停委員)とする

(注) 民事調停委員の任命と家事調停委員の任命とは、それぞれ別の辞令書用紙による。

2 解任及び辞任の申出の承認

(1) 規則第2条に規定する欠格事由に該当するに至った場合

民事調停委員及び家事調停委員規則第6条第1項及び第2条第 号により〇〇調停委員を解任する

(2) 規則第6条第2項に規定する解任事由に該当した場合

民事調停委員及び家事調停委員規則第6条第2項第 号により〇〇調停委員を解任する

(3) 辞任の申出を承認する場合

〇〇調停委員の辞任の申出を承認する

3 所属裁判所の変更等

(1) 所属裁判所を変更する場合

〇〇裁判所所属(〇〇調停委員)に変更する

(2) 新たに他の裁判所にも所属させる場合

併せて〇〇裁判所所属(〇〇調停委員)とする

(3) 2以上の所属裁判所のうち、一部の裁判所の所属を解く場合

〇〇裁判所の所属(〇〇調停委員)を解く

(4) 2以上の所属裁判所のうち、一部の裁判所の所属を変更する場合

〇〇裁判所所属(〇〇調停委員)を△△裁判所所属に変更する